



2017年3月9日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料
 出典:諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価方法書 要約書 平成28年1月 株式会社Loop
 自然環境生物多様性センター自然環境Web-GISより引用、武田事務所作成

資料 1

八ヶ岳中信高原国定公園

(長野県地域)

公園計画書

(公園計画の一部変更)

平成 22 年 12 月 17 日

環 境 省

1 変更理由

八ヶ岳中信高原国定公園は、長野県のほぼ中央に位置し、多様な火山地形を有する八ヶ岳連峰とその北西に広がる霧ヶ峰、高ボッチ、美ヶ原などの中信高原にわたる地域で、優れた自然景観を有する国定公園である。八ヶ岳連峰に生育する高山植物、霧ヶ峰高原の湿原植物群落、美ヶ原高原の乾性高原植物など、地域に特有の植生も見られ、多くの利用者が訪れる公園である。

昭和39年の指定以降、昭和40年代から50年代にかけて利用施設計画の追加が頻繁に行われてきたが、近年、自家用車の普及等による利用形態の変化が見られ、また、中信高原の一部では地域固有の動植物の生息・生育場所である自然環境が社会情勢の変化に伴い失われている。そのため、本公園における適正な保護と利用の促進を図るために公園計画の一部を変更する。

2017年3月9日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料
出典:八ヶ岳中信高原国定公園計画書 平成22年12月17日 環境省 より抜粋

資料 2

自然公園法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

平成 27 年 5 月
自然環境局

1. 改正の趣旨

近年、導入量が増加している太陽光発電については、国立・国定公園内においても導入の検討が行われています。特に、大規模発電容量の施設を設置するにあたっては、広大な敷地を必要とする点などの形態的な特性を踏まえ、景観や動植物への影響に配慮し自然環境との調和を図るために、自然公園法上の審査の考え方を整理することが必要となつていきます。

環境省では、大規模太陽光発電施設の自然公園内への設置に係る審査の考え方を明確化するにあたっての基本的な考え方を整理するため、平成 26 年 9 月に「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方検討委員会」を設置しました。平成 27 年 2 月まで計 4 回の検討委員会を開催し、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）を取りまとめました。

現在、国立公園・国定公園の特別地域（特別保護地区及び海城公園地区を含む）内における太陽光発電施設の設定については、自然公園法施行規則第 11 条第 13 項に規定された審査基準により許可等の可否について判断を行っています。今回、「基本的考え方」を踏まえ、自然公園法施行規則に規定する工作物の新築、改築及び増築に関する審査基準に、太陽光発電施設に係る審査基準を追加することとしたものです。

2. 改正の内容

1. 特別地域内の行為の許可基準（自然公園法施行規則第 11 条）の追加

(1) 当該太陽光発電施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

(2) 以下のイ～ハの規定によること。ただし、同一敷地内の当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が 2,000 平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてははその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。

イ 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。

- i) 特別保護地区、第一種特別地域又は海城公園地区
- ii) 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの

- ① 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- ② 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- ③ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域

④ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

- ロ 当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
- ハ 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

(3) 以下のイ～ホの規定によること。同一敷地内の当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、以下のi)～iii)に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

- i) 学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- ii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
- iii) 農林漁業に付随して行われるものであること。

イ 当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。

ロ 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。

ハ 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から5m以上離れていること。

ニ 自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域において行われるものでないこと。

ホ 支障木の伐採が僅少であること。

(4) 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

(5) 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。

(6) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

(7) 当該行為による土砂及び濁水の流出のおそれがないこと。

(8) (1)～(7)の規定については、既存の工作物の上面又は側面に設置するものについては、この限りでない。

II. 普通地域内における届出を要する工作物の基準（自然公園法施行規則第 14 条）の追加

「基本的考え方」においては、国立・国定公園の普通地域においても、大規模な太陽光発電施設について、対応を検討するべきであるとされました。このことを踏まえ、自然公園法施行規則第 14 条の「普通地域において届出が必要な工作物の基準」に項目を以下のとおり追加することとしました。

「太陽光発電施設のうち同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が 1,000 平方メートルを超えるもの」

3. 今後の予定

公布：平成 27 年 5 月 19 日（火）

施行：平成 27 年 6 月 1 日（月）

（自然公園法施行規則第 14 条の改正内容については、8 月から着手する行為に適用）

「立地を避けるべきエリア」は、様々なリスクが生じる可能性があるエリアであるため、原則これらのエリア内での立地は避けてください。

本ガイドラインで規定する「立地を避けるべきエリア」は、次のとおりです。

（レッドエリア）

立地を避けるべきエリア	立地を避けるべき理由
① 砂防指定地	砂防法
② 地すべり防止区域	地すべり等防止法
③ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
④ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
⑤ 土砂災害危険箇所等 (1) 土石流危険渓流 (2) 地すべり危険箇所 (3) 急傾斜地崩壊危険箇所 (4) 地すべり危険地	国土交通省や林野庁の調査要領・点検要領により県が調査し、公表している土砂災害が発生するおそれのある箇所
⑥ 保安林	森林法
⑦ 水道水源保全地区	長野県水環境保全条例
⑧ 農用地区域等 (1) 農用地区域内農地 (2) 第1種農地(農地または採草放牧地)	農地法 農業振興地域の整備に関する法律
⑨ 国立公園 (1) 特別保護地区 (2) 第2種特別地域 (3) 第3種特別地域 (4) 普通地域	自然公園法
⑩ 国立公園 (1) 第1種特別地域 (2) 第3種特別地域	自然公園法
⑪ 文化財指定エリア (1) 国指定文化財 (2) 県指定文化財 (3) 市指定文化財	文化財保護法 長野県文化財保護条例 上田市文化財保護条例
⑫ 鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
景観・自然景観保全 生態保全 自然環境	

※ 「立地を避けるべきエリア」としての理由については、【参考資料】2を参照してください。

太陽光発電施設建設に係る法整備等を求める意見書

平成28年（2016年）12月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣

様

長野県議会議長
向山 公人

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。
記

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率の向上等の観点から、我が国のエネルギー政策において重要な役割を期待されている。

政府においては、固定価格買取制度の導入等、再生可能エネルギーの普及促進に向けた施策が進められており、導入量の大部分を占める太陽光発電施設の設置が急速に進んでいる一方、建設に当たっては、防災面、景観面の懸念や事業計画に対する情報不足等から、全国各地で地域住民と事業者とのトラブルが多数発生しているところである。

本県においては、条例により一定規模以上の事業を環境影響評価の対象とするとともに、市町村対応マニュアルの作成等の対策を講じており、また市町村においても条例による規制等の取組が進められているが、地方自治体の個々の取組では強制力に乏しいため、国全体で設置を規制する制度の確立が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、自然や住環境と調和した再生可能エネルギーを更に推進するため、太陽光発電施設建設が防災面や景観面等に悪影響を及ぼすことのないよう法整備を含む必要な規制措置を講ずるよう強く要請する。

2017年3月9日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料
出典:太陽光発電施設建設に係る法整備等を求める意見書
平成28年12月2日 長野県議会 (全会一致)